



令和7年度（第3回） 新居浜市職員採用候補者登録試験案内

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革（**チェンジ**）できる職員 を求めています。

受付期間	令和7年7月15日（火）10時00分～8月26日（火）23時59分 ※すべての試験区分において、インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン等）で申込みをしてください。
第1次試験	一般事務（社会人枠）・・・ 別紙3 をご覧ください 一般事務（社会人枠）以外・・・ 令和7年9月21日（日）

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

申込みできる試験区分はいずれか一つに限ります。なお、採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

試 験 区 分		採用予定 人員	職 務 内 容
一般事務	(社会人枠)	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
	(初級)	4名程度	
	(障がい者・初級)	若干名	
建築技術（初級）		若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
土木技術（初級）		若干名	
電気技術（初級）		若干名	
機械技術（初級）		若干名	
土木技術	(有資格者)	若干名	
	(職務経験者)		
情報技術（職務経験者）		若干名	本庁又は出先機関に勤務し、専門的業務に従事します。
社会福祉士（有資格者）		若干名	本庁又は出先機関に勤務し、社会福祉業務に従事します。
消防士（初級）		若干名	消防業務に従事します。
甲板員		若干名	渡海船業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除きます）。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（9 参考 地方公務員法抜粋を参照）
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学 歴 等	年 齢
一般事務 (社会人枠) ※注1	民間企業等における職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和8年3月31日までに3年に達する場合を含む。） ※学歴は問わない。	昭和56年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた者
一般事務（初級） ※注2	高等学校を卒業した者（令和8年3月に卒業見込みの者を含む。（ <u>高等専門学校、短期大学、専修学校又は4年制大学（大学院）を卒業した者は除く。</u> ））	平成12年4月2日以降に生まれた者
一般事務 (障がい者・初級) ※注2	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学又は大学院を卒業した者（令和8年3月卒業見込みの者を含む。）で、次の要件を全て満たすもの ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 活字印刷又は点字による出題に対応できる者	昭和61年4月2日以降に生まれた者
建築技術 (初級) ※注2	建築技術に関連する学科の高等学校を卒業した者（令和8年3月に卒業見込みの者を含む。（ <u>高等専門学校、短期大学、専修学校又は4年制大学（大学院）を卒業した者、令和8年3月に卒業見込みの者は除く。</u> ））	平成12年4月2日以降に生まれた者



試験区分	学 歴 等	年 齢
土木技術（初級） ※注 2	高等学校を卒業した者（令和 8 年 3 月に卒業見込みの者を含む。（ <u>高等専門学校、短期大学、専修学校又は 4 年制大学（大学院）を卒業した者、令和 8 年 3 月に卒業見込みの者は除く。</u> ）） ※学科は問わない。	平成 1 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者
電気技術（初級） ※注 2		
機械技術（初級） ※注 2		
土木技術 （有資格者又は 職務経験者） ※注 1	土木施工管理技士（1 級又は 2 級）の資格を有する者 または土木関係の設計・工事・維持管理に係る職務経験が直近 6 年中 3 年以上ある者（令和 8 年 3 月 3 1 日までに 3 年に達する場合を含む。）	昭和 5 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者
情報技術 （職務経験者） ※注 1	独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験（I T パスポート試験を除く。）のうち、いずれかの試験に平成 2 1 年度以降に合格し、その資格等が採用日において有効である者で、プロジェクト・マネジメントの実務経験が直近 6 年中 3 年以上ある者（令和 8 年 3 月 3 1 日までに 3 年に達する場合を含む。）	昭和 5 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者
社会福祉士 （有資格者）	社会福祉士の資格を有する者又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに資格を取得する見込みの者	昭和 5 5 年 4 月 2 日以降に生まれた者
消防士（初級） ※注 2	日本国籍を有し、アからウまでの要件を満たす者で、高等学校、高等専門学校、短期大学又は専修学校を卒業した者（令和 8 年 3 月に卒業見込みの者を含む。（ <u>4 年制大学（大学院）を卒業した者、令和 8 年 3 月に卒業見込みの者は除く。</u> ）） ア 視力が両眼で 0. 7 以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ 0. 3 以上（矯正含む。）の者 イ 聴力が左右正常である者 ウ 準中型自動車免許取得者（車両総重量 7. 5 t に限る。）又は令和 8 年度中に取得できる者	平成 1 2 年 4 月 2 日以降に生まれた者



試験区分	学 歴 等	年 齢
甲 板 員 ※注 2 ※注 3 ※注 4	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学又は大学院を卒業した者（令和 8 年 3 月卒業見込みの者を含む。）	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者

※注 1 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、おおむね週 30 時間以上の勤務時間で 1 年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、おおむね週 30 時間以上の勤務時間で 1 年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇、休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が 1 か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込み前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。

※注 2 高等専門学校専攻科卒業（卒業見込みを含む。）で、学位取得者（取得見込みを含む。）については大学卒業とみなします。

高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学等を卒業した者又は卒業見込みの者については、新居浜市が準ずると認める者を含みます。

※注 3 甲板員については、国立研究開発法人水産研究・教育機構法又は独立行政法人海技教育機構法に基づき設置されている学校を含みます。

※注 4 甲板員の勤務形態等について

- ① 勤務時間は、12 週間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とし、次の区分により所属長が割り振ります。また、12 週間につき 24 日を週休日として所属長が指定します。
甲勤務 6 時～13 時 55 分、乙勤務 13 時 55 分～22 時、丙勤務 8 時 30 分～17 時 15 分
- ② 始発便（6 時 20 分大島発）及び終着便（21 時 40 分大島着）の運航業務への従事があるため、原則大島からの勤務開始となります（大島で宿泊できる施設を斡旋します。）。
- ③ 採用後には機関長及び船長として乗船できるよう 6 級海技士以上の資格取得、研修の受講等に努めていただきます。

3 試験の方法

一般事務（社会人枠）につきましては、**別紙3**をご覧ください。

一般事務（社会人枠）以外につきましては、次のとおりです。

段階	内 容	
1 次 試験	公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験等を行います。	
	(1) 筆記試験	各試験区分の試験科目、出題分野は、 別紙1 を参照してください。
	(2) 事務適正検査	一般事務（初級）、一般事務（初級・障がい者）及び甲板員について実施します。
	(3) 消防適正検査	消防士のみ実施します。
	(4) パーソナリティ検査	第2次試験以降の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。
2 次 試験	第1次試験の合格者を対象に10月下旬頃実施の予定です。	
	(1) 作文試験	指定されたテーマによる作文を作成します。
	(2) 口述試験	面接試験などを実施します。
	(3) 体力テスト	消防士のみ実施します。

4 試験の日時、場所及び合格発表

一般事務（社会人枠）につきましては、**別紙3**をご覧ください。

一般事務（社会人枠）以外につきましては、次のとおりです。

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和7年9月21日（日） 9時40分～ 13時00分～ ※試験区分によって開始・終了時間が異なります。 別紙1 参照	新居浜市 市民文化 センター （別館）	令和7年10月中旬に本庁舎及び支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		

点字による第1次試験は別途行いますので、希望される方には後日改めてお知らせします。

5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。

6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

大学卒・採用時22歳の場合	220,000円 程度
短大卒・採用時20歳の場合	204,000円 程度
高校卒・採用時18歳の場合	188,000円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

7 問い合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1213

新居浜市HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

全職種インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン等）で申込みをしてください。

申込方法	詳細については、 別紙2 「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和7年7月15日（火）10時00分～8月26日（火）23時59分

8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

9 参考（地方公務員法-抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ（一般事務（社会人枠）以外）

（ 注 意 事 項 ）

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市市民文化センター（別館）は建物内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
- 4 試験区分によって試験の開始終了時間が異なります（**別紙1**参照）。昼食が必要な場合は各自で準備してください。

集合時間	試験開始時間	試験区分
9 : 3 0	9 : 4 0 ~	一般事務（初級）、一般事務（障がい者・初級）、 土木技術（初級）、電気技術（初級）、機械技術（初級）、 土木技術（有資格者・職務経験者） 情報技術（職務経験者）、社会福祉士（有資格者）、 消防士（初級）、甲板員
1 2 : 5 0	1 3 : 0 0 ~	建築技術（初級）

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況に御注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。

※ 台風等の災害及び感染症の状況等により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページと申込専用サイトのマイページでお知らせします。